南山大学 FD・SD 委員会規程

（目　的）

第１条　南山大学が定める教職員像に基づき、教育活動の質的向上と発展を期して、組織的な研修および研究（ファカルティ・ディベロップメント。以下「FD」という。）ならびに、教職員の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学運営に必要な能力および資質を向上させるための研修や機会（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の企画および実施することを目的として、南山大学内部質保証委員会のもとに南山大学 FD・SD 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項等）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議し、FD および SD を推進するための活動を行う。

１　FD および SD 推進のための企画および実施に関すること

２　FD および SD に関する報告作成に関すること

３　南山学園事務職員等研修との連携・調整に関すること

４　その他 FD および SD の推進に関すること

（委員会の構成）

第３条　委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

１　学部選出の教育職員　　各学部 1名

２　学長の指名する教育職員および事務職員　　若干名

３　総務・人事部長

４　教学部長

５　教学企画課長

６　学事課長

②　事務局を教学企画課に置き、委員会事務を担当する。

（委員長等）

第４条　委員長は、前条に定める委員の中から大学評議会の議を経て、学長が委嘱する。

②　委員会は、委員長が招集する。

③　委員会に議長を置き、委員長がこれに当たる。

④　委員長に事故あるときは、委員の互選により委員長を代行する者を選出する。

⑤　委員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

⑥　委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（任　期）

第５条　委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

②　委員長および委員は、再任を妨げない。

（規程の改正）

第６条　この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附　　則

この規程は、2026年４月１日から施行する。